3-3 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

(1) 利子	7/11ति च	の課税	八儿										
						課	税	分	非	課和	锐 分	合	計
	X	:	分	支	払	金	額	源泉徴収税額	障害者等非課稅 財形貯蓄非課稅 支 払 金	说・そ 対分額	その他の非課税分 〒 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
						-	千円	千円	=	千円	千円	千円	千円
公			ſ	責	6	, 130,	773	919,616	124,	370	79,629,288	85,884,431	919,616
社			ſĵ	責	7	,520,	546	1,128,082	5,966,	565	75,226,792	88,713,903	1,128,082
3	郵	便	貯	È	143	,859,	513	21,578,927	17,477,	111	613,058	161,949,682	21,578,927
預 貯 金	銀	行	預	È	37	,595,	593	5,639,339	767,	829	8,499,859	46,863,281	5,639,339
	銀行以	外の金融	触機関の預念	È	17	,956,	806	2,693,521	33,188,	850	19,889,644	71,035,300	2,693,521
Ì	勤	務 先	; 預 🕄	È	11	,848,	193	1,777,229	22,	670	-	11,870,863	1,777,229
合同運戶	用信	託の収	益の分配	5		431,	600	64,740	44,	121	16,399	492,120	64,740
公社債投	设 資 信	託の順	又益の分配	2		744,	346	111,652		383	523	745,252	111,652
	小	į	計		226	,087,	370	33,913,106	57,591,	899	183,875,563	467,554,832	33,913,106
定期積金	金の	給付補	てん金等	争	3	,061,	220	459,183		-	1,800,230	4,861,450	459,183
匿名組合 分 配 、	契約生 命	等に基 保 険	づく収益の 等 の 差 â	D 益		395,	695	17,938	6,	679	-	402,374	17,938
割引(債の)償	還 差 🔝	Ť.			-	-		-	-	-	-
		計			229	,534,	785	34,388,517	57,598,	578	185,675,793	472,809,156	34,388,517

調査対象等:平成18年2月から平成19年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(2) 利子所得等の累年比較

(4) 机1011111111111111111111111111111111111	7 // T VUTA				
		支 払	金 額		
年 分	課税分	非課	税 分	総額	源泉徴収税額
	は かん カナ	障害者等及び財形貯蓄	その他	河边 宜見	
	千円	千円	千円	千円	千円
平成14年分	973,264,140	173,187,899	256,790,177	1,403,242,216	146,051,059
平成15年分	623,513,509	106,063,689	214,951,519	944,528,717	93,023,638
平成16年分	573,214,941	97,975,005	201,518,180	872,708,126	85,497,372
平成17年分	377,824,606	49,265,078	202,758,040	629,847,724	56,658,826
平成18年分	229,534,785	57,598,578	185,675,793	472,809,156	34,388,517

(3) 配当所得の課税状況

(O) 10 日 1 1 1 日 V M N N N N N N N N N N N N N N N N N N									
区分	一般意	果 税 分	非 課 税 分	特例税率	逐 適 用 分	伯	計		
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
利益又は利息の配当、剰余金の分配、 基金利息の分配、特定証券投資法人の 投資口の配当等	749,593,916	99,785,714	101,620,187	80,872,690	6,096,446	932,086,793	105,882,160		
投資信託(公社債投資信託及び公募公 社債等運用投資信託を除く。)及び特 定目的信託の収益の分配		11	10,788	257,374	24,848	268,876	24,859		
合 計	749,594,630	99,785,725	101,630,975	81,130,064	6,121,294	932,355,669	105,907,020		

調査対象等: 配当等の支払者から平成19年4月30日までに提出された「法定調書合計表(配当等の支払調書)」及び平成18年2月から平成 19年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。 (4) 配当所得の累年比較

	- 33 100+3					
年 分		支	払金	額		源泉徴収税額
+ <i>y</i>	一 般 課 税 分	非 課 税 分	源泉分離課税適用分	特例税率適用分	総額	//示力代注从4人作几百只
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成14年分	501,586,340	211,828	25,082,497		526,880,665	109,096,142
平成15年分	513,051,649	555,476	4,055,597		517,662,722	77,445,847
平成16年分	532,758,168	10,238,173	-		542,996,341	68,837,825
平成17年分	631,401,425	91,175,726		67,383,502	789,960,653	94,691,259
平成18年分	749,594,630	101,630,975		81,130,064	932,355,669	105,907,020

(5) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況

X	分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源	泉	徴	ЦΣ	税	額	
源泉徴収選択口 上場株式等の譲		386,331,	千円 749				2	7,21	千円 5,758

調査対象等:平成18年2月から平成19年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された 「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額の所得税徴収高計算書」等に基づいて 作成した。

(6) 給与所得及び退職所得の課税状況

	. /\	官	广	そ 0	の 他	合	計
	⊠ 分	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	俸給・給料・賞与	3,298,818,035	158,201,227	28,350,787,455	1,144,444,156	31,649,605,490	1,302,645,383
給与所得	日雇労働者の賃金	7,261,930	122,486	277,439,756	3,538,902	284,701,686	3,661,388
	計	3,306,079,965	158,323,713	28,628,227,211	1,147,983,058	31,934,307,176	1,306,306,772
退	職 所 得	259,163,904	4,769,751	478,964,605	17,938,065	738,128,509	22,707,816
災害減免法	により徴収猶予したもの	-	-		767		767

調査対象等: 給与等の支払者から平成19年4月30日までに提出された「法定調書合計表(給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票)」及び平成18年2月から平 成19年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明: 1 法定調書とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば 利子等の支払調書、 配当及び剰余金の分配の支払調書、 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、 給与所得の源泉徴収票、 非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

2 徴収猶予とは、通常の法定期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間法定納期限を延長する、いわ ゆる延納制度とは異なるものである。

(7) 給与所得及び退職所得の累年比較

	俸	給	· 給	**	賞	与
年 分	官	广	そ 0	D 他	合	計
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成14年分	3,509,123,918	159,729,089	24,734,287,396	939,387,057	28,243,411,314	1,099,116,146
平成15年分	3,359,555,569	147,695,152	29,002,776,839	926,230,965	32,362,332,408	1,073,926,117
平成16年分	3,139,452,264	145,018,541	28,546,701,744	974,122,147	31,686,154,008	1,119,140,688
平成17年分	3,114,218,234	144,273,607	27,241,598,364	1,018,636,100	30,355,816,598	1,162,909,707
平成18年分	3,298,818,035	158,201,227	28,350,787,455	1,144,444,156	31,649,605,490	1,302,645,383

年 分	退職	所 得
	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円
平成14年分	1,284,010,426	27,553,924
平成15年分	846,202,104	24,855,437
平成16年分	830,559,984	23,404,672
平成17年分	750,788,939	22,352,392
平成18年分	738,128,509	22,707,816

(8) 報酬・料金等所得の課税状況

	区 分	人員	支 払 金 額	源泉徴収税額
		人	千円	千円
	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料 等 の 報 酬 又 は 料 金	288,050	42,376,597	4,295,135
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	345,354	269,541,305	27,630,582
法第	診 療 報 酬	13,838	264,187,930	23,451,944
2 0	職業野球の選手、騎手、外交員 等の報酬 又は 料金	87,963	169,620,448	9,109,328
4 条	芸能等についての出演・演出等の報 又は料金		9,591,945	1,056,320
該当	バー、キャバレーのホステス等 の 報 酬 又 は 料 金	37,395	44,969,399	2,560,234
	契 約 金 · 賞 金	12,691	3,967,950	392,534
	小計	814,429	804,255,574	68,496,077
法第	203 条 の 2 該 当 (公 的 年 金 等)	272,233	243,678,320	6,916,064
法 第 20	7 条 該 当 (生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金)	256,876	105,364,997	522,142
法 第 17	4 条 該 当 (馬 主 に 支 払 わ れ る 競 馬 の 賞 金 等)	34	173,888	13,746
	計	1,343,572	1,153,472,779	75,948,030
災害	減免法により徴収猶予したもの	_	-	-

対象等: 報酬・料金等の支払者から、平成19年4月30日までに提出された「法定調書合計表(報酬・料金・契約金及び 賞金の支払調書)」及び平成18年2月から平成19年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算 書」等に基づいて作成した。

(注) この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。

(9) 報酬・料金等所得の累年比較

年 分	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額
	人	千円	千円
平成14年分	1,353,458	1,308,739,305	80,682,337
平成15年分	1,111,548	1,130,350,693	74,635,614
平成16年分	1,239,689	1,107,037,172	72,688,163
平成17年分	1,302,096	1,116,445,543	75,732,761
平成18年分	1,343,572	1,153,472,779	75,948,030

(10) 非居住者等所得の課税状況

(10) 非居住者等所得の課税状況									
			支払金額		\F = deligate +=	左のうち租税特別措置法又は租	税条約に	より課税の軽減を受け	けたもの
区分	人員	課税分	非課税又 は免税分	総額	源泉徴収税額	適用の内容	人員	支払金額	源泉徴収税額
	人	千円	千円	千円	千円		人	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等		2,069,740	-	2,069,740	81,800	租税特別措置法又は租税条約 の適用を受けたもの	-	-	-
利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定証券投資法人の投資口の配当等、投資信託 (公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を 除く。)及び特定目的信託の収益の分配		139,097,052	-	139,097,052	8,285,421	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
匿名組合契約に基づく収益の分配		23,496	-	23,496	4,698				
給 与 · 賞 与 等	8,724	12,056,085	7,906,361	19,962,446	2,625,665	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
退 職 所 得	165	858,440	6,063	864,503	140,332	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
役 務 の 報 酬	1,893	3,725,477	161,367	3,886,844	715,918	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料 又 は そ の 譲 渡 に よ る 対 価	1,197	18,318,479	31,554,920	49,873,399	1,828,777	租税条約の適用を受けたもの	525	14,867,970	1,469,388
著作権の使用料又はその譲渡による対価	872	4,849,146	528,294	5,377,440	504,564	租税条約の適用を受けたもの	154	4,452,620	446,185
貸 付 金 の 利 子	201	335,741	-	335,741	63,318	租税特別措置法又は租税条約 の適用を受けたもの	460	480,098	48,010
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、 船 舶 の 貸 付 に よ る 所 得	1,671	1,405,159	20,284	1,425,443	252,157	租税条約の適用を受けたもの	2	3,054	305
機 械 等 の 使 用 料	56	170,708	-	170,708	25,628	租税条約の適用を受けたもの	15	59,459	5,946
土地等の譲渡による対価	102	1,127,470	-	1,127,470	180,164				
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	829	2,451,942	74,260	2,526,202	483,675	租税条約の適用を受けたもの	5	58,598	8,786
生命保険契約等に基づく年金	-	-	-	-	-				
宣	34	16,403	-	16,403	2,129	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
合 計		186,505,338	40,251,549	226,756,887	15,194,248		1,161	19,921,799	1,978,620

調査対象等:平成19年4月30日までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「法定調書合計表(非居住者等に支払われる給与等の支払調書)」及び 平成18年2月から平成19年1月までに提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。 (注) この表の「人員」に関する部分は標本調査に基づく推計値である。

(11) 非居住者等所得の累年比較

-	支 払	金 額	VT (#LUD 17
年 分	総額	総額のうち 非課税又は免税分	源泉徴収税額
	千円	千円	千円
平成14年分	133,386,667	18,102,689	13,307,506
平成15年分	116,274,708	18,039,451	11,338,915
平成16年分	126,199,545	27,255,672	11,698,629
平成17年分	225,862,992	58,350,967	15,118,790
平成18年分	226,756,887	40,251,549	15,194,248